

地域連携保全活動の促進に関する基本方針（案）に対する 意見の募集（パブリックコメント）の実施結果概要

1. 意見募集方法の概要

（1）意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

（2）意見提出期間

平成23年6月3日（金）～平成23年7月4日（月）

（3）意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

2. 意見募集の結果

（1）意見提出件数

9件（内訳：個人5件、NPO・NGO2件、企業1件、地方公共団体1件）

（2）意見数

52件

地域連携保全活動の促進に関する基本方針(案)に対する意見の募集(パブリックコメント)の実施結果について

| 意見番号 | 章 | 項 | 目 | 該当箇所 | 頁 | 意見の要約 | 件数 | 対応の考え方 |
|------|----|---|-----|----------------------|-----|--|----|--|
| 1 | 前文 | — | — | 前文 | p.1 | 前文を修正すべき。例えば、 1. 多種多様な生物→多種多様な生物・生態系(第1節1行目) 2. 地域固有の財産をうまく→地域固有の財産を守り、うまく(第2節2行目) 3. 開発等の人間活動→開発等、人間の経済・軍事活動(第3節1行目) 4. 「地域の活性化」と「生物多様性の保全」の順番を入れ替える(第4節) | 1 | 1、2、3については、本案文章中においてご意見の意味が既に含まれております。4. について前後の文章の流れから、原案のままとします。 |
| 2 | 1 | 1 | (2) | 「地域連携保全活動」とは | p.2 | 「バイオマス等の地域資源を活用した新たな産業」を、「地域連携保全活動」に含むことを明記してほしい。 | 1 | 生物多様性を保全する活動から生じるバイオマスを有効活用することは、経済的価値を生み、地域の活性化につながることで期待されるため、地域連携保全活動を持続的なものとするために重要であるという旨は第1章3節(5)や第4章第1節(3)に記述されております。 |
| 3 | 1 | 1 | (2) | 「地域連携保全活動」とは | p.2 | 「農林漁業や自然とのふれあいの場の創出の一環として」は意味がわかりにくいので、削除。 | 1 | 本記述は、例えば、生態系の保全を重視した農業や豊かな海を育む森づくり、生物多様性を意識した緑地づくりなど生物多様性の保全につながる活動を意図として記述しており、原案のままとします。地域連携保全活動に関する具体的な例示については手引きで分かりやすく記載します。 |
| 4 | 1 | 1 | (2) | 「地域連携保全活動」とは | p.3 | サンゴ礁の保全活動の記載について、藻場、干潟、サンゴ礁に迫る最大の脅威である開発行為を取り除くことが必要。ボトムアップの活動では限界があるので、県や国に対処してほしい。 | 1 | 本案では、地域連携保全活動の例示として、サンゴ礁の保全活動を挙げているところです。 |
| 5 | 1 | 2 | (1) | 生物多様性保全の推進と豊かな暮らしの源泉 | p.3 | 「生態系サービス」という言葉に違和感があるため、削除または用語の見直しを検討すべき。 | 1 | 環境白書や生物多様性国家戦略2010において広く使用しているため、このままとします。 |
| 6 | 1 | 3 | (2) | 地域の特性に応じた活動 | p.4 | 幅広い地域民の参加活動が出来るように、地域のリーダーを育てる仕組みも必要。 | 1 | ご指摘を踏まえ、第5章2地域連携保全活動支援センターにおいて本案を修正します。 P.17 「また、地域の自然や行おうとする活動に関する知識や経験を有する専門家等を紹介できるような仕組みづくりの他、地域に根ざした活動を担う人材の育成も期待されます。」 |

| 意見番号 | 章 | 項 | 目 | 該当箇所 | 頁 | 意見の要約 | 件数 | 対応の考え方 |
|------|---|---|-----|-----------------|-------|--|----|---|
| 7 | 1 | 3 | (4) | 科学的な視点に立った活動の推進 | p.5 | 「市民勉強会などの推奨」などの活用についての記述を加えること | 1 | 地域連携保全活動に際して有効なことの例示として、行動計画作成の手引きにおいて記載を検討します。 |
| 8 | 1 | 3 | (4) | 科学的な視点に立った活動の推進 | p.5 | 地域の専門家では知識に限られるため判断を誤ることもある。専門家意見も国や他県と連携できるような仕組みが必要。 | 1 | 本案において、地域連携保全活動に関わる専門家については地域内、地域外の両者がいることを踏まえて記述しています。地域に左右されずどのような専門家と連携すべきか、地方公共団体に設置される支援センターと国が連携して情報を共有できるよう努めます。 |
| 9 | 1 | 3 | (5) | 経済的な価値を生み出す工夫 | p.5 | 地域経済を重視するあまり、生物多様性が損なわれないよう活動計画を練るべき。 | 1 | 活動計画の作成の際に、NPOや地域住民、事業者などの多様な主体が参画し、合意を図りながら行われることで、バランスのとれた計画の策定が図られるものと考えています。 |
| 10 | 2 | 1 | (1) | 市町村 | p.6 | 活動計画は、「市町村が作成するもの」ではなく、「(市町村が事務局となって組織した)協議会が作成するもの」との位置づけを明確にすべき。 | 1 | 活動計画の策定主体は法第4条で定められた事項であり、原案のままとします。 |
| 11 | 2 | 1 | (1) | 市町村 | p.6 | 関心を持つ市町村がどれくらいあるのか心許ない現状。環境省がリーダーシップをとって市町村の関心を引き出し、動ける状況を作ってほしい。 | 1 | 農林水産省や国土交通省と連携し、活動計画策定の手引きやホームページを通じて、優良事例の紹介等を行い市町村への情報提供に努めます。 |
| 12 | 2 | 1 | (2) | 都道府県 | p.7 | これまで都道府県が希少生物の保全等へ主体的に関与してきた経緯も踏まえ、当活動についても積極的かつ直接的な関与を促すことが必要。 | 1 | ご指摘を踏まえ、本案を修正します。 P.7 「都道府県は、各地域における地域連携保全活動の円滑な実施を促進するため、市町村や特定非営利活動法人等、地域の多様な主体に対する地域連携保全活動に関する情報提供や技術的な助言等の必要な援助を行う等の役割を担います。都道府県が主体的に行ってきた取組や成果を活かし、市町村が行う地域連携保全活動と積極的に連携することが望まれます。」 |
| 13 | 2 | 1 | (2) | 都道府県 | p.7 | 都道府県の役割に、「企業と地域との連携促進の支援、仲立ち」の趣旨を加えてほしい。 | 1 | ご指摘の箇所に記載している支援センターについては、P17第5章2地域連携保全活動支援センターにおいて、企業を含む多様な主体間の連携や協力のあっせんを行う拠点の確保について記載しているところです。 |
| 14 | 2 | 1 | 全般 | 地方公共団体の役割と施策 | p.6～7 | 生物多様性の観点から活動計画を積極的に取り組む人材の育成が急務。 | 1 | ご指摘を踏まえ、第5章2地域連携保全活動支援センターにおいて本案を修正します。 P.17 「また、地域の自然や行おうとする活動に関する知識や経験を有する専門家等を紹介できるような仕組みづくりの他、地域に根ざした活動を担う人材の育成も期待されます。」 |

| 意見番号 | 章 | 項 | 目 | 該当箇所 | 頁 | 意見の要約 | 件数 | 対応の考え方 |
|------|---|---|-----|---------------|-------|--|----|---|
| 15 | 2 | 2 | — | 国の役割と施策 | p.7 | 生物多様性の保全の担い手である市民・NPOから発意・提案によって作成される保全活動計画を最大限活かすために、地方自治体の主体的な協力が不可欠であり国の支援策をより明確にするとともに、国家戦略等の評価指標としても位置づけ、成果や課題を公にしていけるべき。 | 1 | 前者のご意見に関して、本基本方針は生物多様性の保全活動を促進する際の方向性や配慮すべき点などを記載するものであり、具体的に施策の支援策や法の運用状況については、ホームページで情報提供に努めます。後者の生物多様性国家戦略に対するご意見に関しては、今後の参考とさせていただきます。 |
| 16 | 2 | 2 | — | 国の役割と施策 | p.7 | 土地所有や税制措置など保全活動の現場にかかわる現状課題に対して、国の役割として政策的対応を明記すること。 | 1 | 既に法(附則第3条)に規定されている事項のため、原案のままとします。 |
| 17 | 2 | 2 | — | 国の役割と施策 | p.7 | 国の支援の具体的な実施のプロセスが見えない。 | 1 | 基本方針には、個々の支援の実施計画を記載できませんが、ホームページなどを通じて情報提供に努めていきます。 |
| 18 | 2 | 3 | (4) | 企業等の事業者 | p.8 | 事業者に期待する活動を記述する際には、まず第1に事業者が所有・管理する土地を科学的な裏付をもって生物多様性に配慮した土地としていくことを記すべき。 | 1 | ご指摘を踏まえ、本案を修正します。 P.9 「社員等による作業への参加、活動に対する各種支援、専門的な技術の提供や指導、経済的な価値が生まれるようなアイデアの提供、所有する土地における主体的な活動の実施等の役割を担うことも期待されます。」 |
| 19 | 2 | 3 | 全般 | 多様な主体に期待される役割 | p.7～9 | 日常生活に係る商品等の生産から消費の中で生物多様性の保全や地域連携保全活動が価値付けされていく必要があり、多様な主体にもその役割が求められるため、農林漁業の産物に、地域連携保全活動がその商品価値を高めるブランド化や消費に貢献する役割もあることを位置づけること。 | 1 | ご指摘を踏まえ、本案を修正します。 P.6 「そして、地域の多様な主体と国民一人一人には、各地で行われる地域連携保全活動に参加することを通じて、自ら生物多様性の保全と地域の活性化を図っていくことが期待され、それぞれが積極的に、かつ有機的に連携して、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。その他に、例えば、都市住民による、農山漁村等における地域連携保全活動への参加や、生物多様性の保全に配慮した商品の購入等を通じて居住地域以外における活動に貢献することも期待されます。」 |
| 20 | 2 | 3 | 全般 | 多様な主体に期待される役割 | p.7～9 | 地域住民やNPOが、保全活動計画におけるモニタリングや効果・進捗の評価においても重要な役割を担っていることを明記すること。 | 1 | ご指摘を踏まえ、本案を修正します。 P.8 「これまでの活動経験や地域の自然に関する知識を活かして、活動計画の案の提案や協議会への参加等を通じて、活動計画の作成段階から実施、成果を確かめるための調査に至るまで積極的に関わることや、活動の実施面における中心的な役割を担うことが期待されます。」 |
| 21 | 2 | 3 | 全般 | 多様な主体に期待される役割 | p.7～9 | 多様な主体の活動を他府県との連合も視野に入れ、広域地域レベルで活動を支援する体制が必要。 | 1 | ご指摘の点については、本案第2章1(2)及び2の都道府県の役割と国の役割の部分において記述しています。 |

| 意見番号 | 章 | 項 | 目 | 該当箇所 | 頁 | 意見の要約 | 件数 | 対応の考え方 |
|------|---|---|-----|-------------------|---------------|--|----|--|
| 22 | 3 | 1 | (1) | 作成過程への多様な主体の参加の促進 | p.10 | 縦割り行政や協議会の意思疎通によるトラブルが起きないように連絡調整と情報の公開が大事。 | 1 | 本案第3章1(1)において、行政分野を超えて連携を図ること及び活動計画作成過程における情報の公開について記述しているところです。 |
| 23 | 3 | 1 | (1) | 作成過程への多様な主体の参加の促進 | p.10 | 「都市行政」の意味が不明。「農林水産行政」や「環境保全行政」と並べるのはおかしい。「土木建設行政」「観光行政」とした方がいい。 | 1 | 地域連携保全活動に関連性の深い行政分野の一つとして、都市計画や都市公園などの業務を担う分野であり、原案のままとします。 |
| 24 | 3 | 1 | (2) | NPO等による提案の取入れ | p.10 | 事業者側から市町村への活動計画案の提案が出来ることを基本方針の中で明確にすべき。 | 1 | 活動計画案の提案を行う者については、主務省令において定めるため、原案のままとします。 |
| 25 | 3 | 1 | (2) | NPO等による提案の取入れ | p.10 | NPO等による作成の提案への自治体の判断基準の考えやプロセス、生物多様性保全の重要地域では積極的に採用するなどの要件を明確にすること。 | 2 | 法第4条第4項の規定は、提案者の提案がなされた市町村においてNPO等からの提案が計画に反映されない場合に、提案に対する対応の内容を市町村が提案者に対して明らかにすることで、提案者が提案の内容を工夫し、再提出することができるようにし、提案者と市町村の互いの意思疎通を図ることを促し、計画策定を促進することを目的に定められたものです。 なお、計画策定の手引きには、提案を行い易く、また、提案を受けた計画が作りやすいような工夫のポイントを示す予定です。 |
| 26 | 3 | 1 | (2) | NPO等による提案の取入れ | p.10 | 提案の書式の簡略化や提案窓口を分かりやすくし、市民が参加しやすい場を整備してほしい。 | 1 | 提案のために定めた書式はありません。市町村の提案窓口は、その市町村の体制や計画の内容によって一律ではありませんので、総合窓口や提案の内容と関連の深い部署へ相談いただくようお願いします。 |
| 27 | 3 | 1 | (3) | 地域の自然的・社会的条件の反映 | p.11 | 活動計画作成にあたり、地域の人材を活用してほしい。 | 1 | 本案においても、その視点を持って各所に記述しているところです。例)第1章3(2)地域の特性に応じた活動、第2章3(1)及び(3)など |
| 28 | 3 | 1 | (4) | 各種計画等との調査、関係者との調整 | p.11 | 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動等に関する法律(以下、法)附則第3条第2項に規定する「必要な措置」について明記すべき。直ちに記載できない場合は、目標時期を明らかにして早急に検討することが必要。 | 1 | 本案は法第3条の規定に基づき定めるものであり、法の附則第3条第2項に規定する必要な措置については、法律を含む制度に関して、今後検討すべき事項として掲げられたものであるため、基本方針の記載対象としていません。 |
| 29 | 3 | 1 | (4) | 各種計画等との調査、関係者との調整 | P11(4)、P15(2) | 生物多様性の保全が様々な施策へ組み込みこむために、①保全活動計画は既存の行政計画に調和・調整させることを前提としないこと ②協議会には部局が横断的に関与し波及効果をもたせること。 | 1 | ①については、他の既存計画においては、それぞれが行政目的を持っており、それらを尊重する必要があることから、既存計画との調和は必要な事項であるためこのままとします。②については、第3章1(1)に記載しており、ご指摘のような波及効果も期待しています。 |
| 30 | 3 | 1 | (4) | 各種計画等との調査、関係者との調整 | p.11 | 関係者の同意を得る調整を何処がするのか明確にすべき。 | 1 | 関係者の調整は、作成主体となる市町村が主体となりますが、調整の場として協議会を活用することがを想定されます。 |

| 意見番号 | 章 | 項 | 目 | 該当箇所 | 頁 | 意見の要約 | 件数 | 対応の考え方 |
|------|---|----|-----|--|---------|---|----|--|
| 31 | 3 | 1 | (5) | 活動計画の評価と柔軟な見直し | p.11 | 活動内容を市民に公表することが多様な主体の参加を図ることに繋がるが、その公表の仕方が不明である。 | 1 | 策定した活動計画の公表に努めることについて、法に定められており、公表の媒体は広報やホームページなど様々な考えられます。 |
| 32 | 3 | 2 | (1) | 区域 | p.12 | 対象区域は生物の行動範囲や分布範囲を主眼とし、水系の流域を考慮にいれた複数の市町村に跨る区域設定が必要。 | 1 | 第3章2(1)において、区域設定の考え方と複数の市町村が共同して活動計画を作成できるよう記述しているところです。 |
| 33 | 3 | 2 | (5) | 計画期間 | p.13 | 目標達成を考えると複数年度の期間設定が必要。 | 1 | 第3章2(5)において、活動計画の目標を達成するために必要な期間を設定する旨記述しており、必要に応じて複数年度の期間設定が可能になっています。 |
| 34 | 3 | 2 | 全般 | 地域連携保全活動計画の内容 | p.11 | 地域外の人（観光客、長期滞在者、外国人など）から発信される情報、調査も必要。 | 1 | 本案にある情報収集には、地域に関する情報の中にご指摘の事項も含まれております。 |
| 35 | 3 | 2 | 全般 | 地域連携保全活動計画の内容 | p.11～1 | 活動計画に求められる内容として、①対象区域の生物多様性とその圧迫要因・根本原因についての現状分析、活動の内容として②圧迫要因に対して取り得る活動内容、③活動の実施状況と保全の成果(保全対象の状態)を評価するための具体的指標、④体制と役割分担、資金調達の方法などについても加えること | 1 | 基本方針には、法第3条第2項の規定に基づく活動計画に関する基本的事項を定めることとされています。ご指摘の内容は、より効果的に活動を実施するための工夫するポイントとして、計画策定の手引きへの記載を検討します。 |
| 36 | 3 | 3 | (1) | 自然公園法等の各法律の特別措置に係る協議 | p.13 | 環境保全・保護に関する既存の法律の問題点を洗い出し、現状に即した法体系へ改良を行ってほしい。保全・保護されるべき地域等に法が適用されていない場合も多々あることから、その洗い出しと保全・保護区の設定等を行うべき。 | 1 | 基本方針は生物多様性の保全活動を促進する際の方向性や配慮すべき点などを記載するものであり、保護区の指定に関して記述はできませんが、今後の参考とさせていただきます。 |
| 37 | 3 | 3 | (2) | 市町村森林整備計画との適合 | p.13 | 森林整備計画は生物多様性の保全を前提に策定されておらず、計画自体が生物多様性を破壊してきた例も少なくない。活動内容をこの計画に適合させる必要が理解できない。 | 1 | 該当の記述については、地域連携保全活動計画に基づく立木の伐採について、森林法に基づく手続きを不要とする本法第4条第11項及び第10条の規定について、法制上注意すべき事項を説明したものです。 |
| 38 | 4 | 2 | — | 社会資本整備との調和 | p.16 | 自然を保全することが社会資本整備であって、保全、再生、創出においては保全が重視されるべきである。社会資本整備の担当である国土保全行政や土木建設行政をこの活動の中に組み込み、事業当初あるいは開始以前からの徹底した情報公開と市民社会や他の行政部門との意思疎通、協働を行うことをここに明確に書き込むべき。 | 1 | ご指摘を踏まえ、第4章2社会資本整備との調和において本案を修正します。 |
| 39 | 4 | 全般 | 全般 | 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項 | p.15,16 | 過去の事例からみると、生物多様性を強行に押し出す事が出来ない環境省を危惧。 | 1 | 第4章は、地域連携保全活動が農林漁業や社会資本整備と深い関わりを持つことが想定され、円滑に活動を実施するために、周辺地域の農林漁業等と良好な関わり合いを保ちつつ、調和を図りながら行われるよう、計画の作成や実施において配慮すべき事項を示したものです。 |

| 意見番号 | 章 | 項 | 目 | 該当箇所 | 頁 | 意見の要約 | 件数 | 対応の考え方 |
|------|---|---|-----|----------------|------|---|----|--|
| 40 | 5 | 1 | (1) | 協議会の組織化・構成員 | p.17 | 協議会構成員は活動計画を作成したメンバーと地域を知り活動可能な人物、学識のあるあらゆる立場の専門家が考えられる。 | 1 | 協議会の構成については、法第5条第2項において記述しているところです。 |
| 41 | 5 | 2 | — | 地域連携保全活動支援センター | p.17 | 保全活動がまだ十分にはない地域について、自然観察会や市民参加型調査、保全計画づくりなど保全活動の人材の育成・確保・継承を支援すること。 | 2 | ご指摘を踏まえ、第5章2地域連携保全活動支援センターにおいて本案を修正します。 P.17 「また、地域の自然や行おうとする活動に関する知識や経験を有する専門家等を紹介できるような仕組みづくりの他、地域に根ざした活動を担う人材の育成も期待されます。」 |
| 42 | 5 | 2 | — | 地域連携保全活動支援センター | p.17 | 地域の自然を知り活動経験を有する専門家や保全活動を支援する行政担当官の常駐が必要。 | 1 | 本法では、関係者間の連携・協力のあっせん、活動に関する知識を有する者の照会や情報の提供・助言を行う拠点を有する機能の確保に担う体制の確保に関して記述しているところです。 |
| 43 | — | — | — | その他 | — | この基本方針を最大限活用し、様々な主体と協働して、21世紀の新しい都市像、ライフスタイル、地域づくりに取り組みたい。大都市内の自然環境の保全のみならず、都市の外部環境に対する負荷を極力抑えていくような仕組みを計画の中では模索していきたい。 | 1 | — |
| 44 | — | — | — | その他 | — | COP10議長国の取り組みとして、法案が出来、今年から施行されることを評価。 | 1 | — |
| 45 | — | — | — | その他 | — | 法案の名称が長く分かりにくいので検討すべき。 | 1 | 法律名は法の成立の際に定まったものです。略称を用いて普及に努めます。 |
| 46 | — | — | — | その他 | — | 企業からの土地の寄付や相続される土地の寄付を受け入れられるよう、税制上の優遇措置を用意すべき。 | 1 | 税制の優遇措置は個別の法制度に関することであり、基本方針に直接記述することはできません。 |
| 47 | — | — | — | その他 | — | 多様な主体のそれぞれの内実や実態、互いの関係性を踏まえた共通の基盤を作るべき。縦割り行政と言われる行政間の壁を取り除く役割を環境省が積極的に担い、その姿勢を各都道府県・市町村に共有してほしい。 | 1 | 環境省、農林水産省、国土交通省と協力して、現場でも連携を図って参ります。 |
| 48 | — | — | — | その他 | — | 国の責任や役割を明確化すべき。 | 1 | 法第14条や本案第2章2等において国の役割を記述しております。 |
| 49 | — | — | — | その他 | — | 具体的なイメージがわく先行事例を紹介する手引きなどの文書の作成をしてほしい。 | 1 | 現在作成している活動計画の策定の手引きやホームページを通じて、事例の紹介を行ってまいります。 |
| 50 | — | — | — | その他 | — | 3.11から学んだことを基本方針に取り入れてほしい。 | 1 | 地域の特性に応じ、自然に順応した形で培ってきた知恵を暮らしに活かすことが、災害に対処し暮らしの安全を図ることにつながるということについて、前文に記述しているところです。 |